

令和8年度から保険料に

子ども・子育て支援金分が加算されます

問 保険年金室 ☎(24)8955



子育て世帯への支援を拡充するため、国の制度に基づいて「子ども・子育て支援納付金」を保険料とあわせてご負担いただきます。



こども家庭庁ホームページ ▶▶▶

問 こども家庭庁コールセンター ☎ 0120 (303) 272

子ども・子育て支援金分は、国民健康保険、後期高齢者医療保険だけでなく、他の医療保険（健康保険、共済組合・国民健康保険組合など）に加入している人も同じです。

制度の趣旨に、ご理解、ご協力をお願いいたします。

国民健康保険、後期高齢者医療保険の加入者の場合

- ▶徴収開始 令和8年度分保険料より
- ▶納付方法 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料とあわせて納付

子ども・子育て支援金分の保険料率と賦課限度額（年額）

	国民健康保険料	後期高齢者医療保険料
所得割	0.27%	0.25%
均等割	1,600円	1,310円
18歳以上均等割	100円	—
賦課限度額	30,000円	21,000円

- 所得割 … 前年の総所得金額などから基礎控除額を差し引いた賦課対象所得額に保険料率をかけた金額
- 均等割 … 被保険者1人あたりにかかる金額
- 子ども・子育て支援金分の均等割と18歳以上均等割は医療給付費分と同じく軽減措置があります（基準、軽減割合も同じ）

子ども※は均等割額が全額軽減
※18歳になる年度の3月31日以前の人

